

つくばみらい市

つくばみらい市告示第 3 号

つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 19 日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内における乗合バスによる住民の生活交通の確保を図るため、乗合バス事業者に対し予算の範囲内において、つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、つくばみらい市補助金等交付規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 32 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、当該年度における茨城県バス運行対策費補助金交付要項（以下「茨城県要項」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象系統)

第 3 条 補助対象系統は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域間幹線系統であって、補助対象期間に当該地域間幹線系統の運行によって得た経常収益が、当該期間における当該地域間幹線系統の経常費用の 20 分の 11 に満たない系統であること。
- (2) この告示の規定により補助金の交付を受けることにより、茨城県要項の規定による茨城県バス運行対策費補助金の交付を受けることとなる系統であること。

(補助対象事業者)

第 4 条 補助対象事業者は、前条に規定する系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 5 条 この告示の規定による補助の対象とする経費の額は、経常費用の 20 分の 11 に相当する額から経常収益の額を減じて得た額とする。

2 補助金の額は、前項の規定により算出した経費の額を本市に乗り入れた部分のキロ程で按分した額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 他市町村との負担額比較表（様式第 1 号の 2）

- (2) 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式第 1 号の 3）

- (3) 補助対象系統の運行経路を示した地図
- (4) 市税に未納がないことを証する納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適當と認めるときは、つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、必要と認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適當と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

- (補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、つくばみらい市地域間幹線系統確保維持費補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

- (関係書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年から起算して5年間、当該帳簿その他関連書類を保存するものとする。

- (報告等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し当該補助金に係る事業の内容についての報告及び必要な書類の提出を求めることができる。

- (補助の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反し、又は従わなかったとき。
- (2) この告示の規定による補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付が過大であると認められるとき。
- (5) 補助金の交付に係る系統を変更し、中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行し、令和5年度分の地域間幹線系統確保維持費補助金に係る申請から適用する。